包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年12月15日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	水道局 水道総務課	
報告書ページ	105 ページ	指摘・意見の別	意見	
指摘等の内容	水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託 ②書類の保存について 業務委託開始当初から同一の委託先であり、過去に参考見積を同業他 社から徴求したか等を含め、委託先を選定した書類が保存されていない。 委託先の再評価という観点で書類を再度作成し、当該契約が存続する限りにおいては、継続して保存する必要がある。(要約)			
講じた措置の内容	(当該事項が発生した原因) (措置した内容と時期) 現契約者とは昭和43年から行われている契約であり、当時の選定経過等の書類が現存しておりませんが、料金システムの開発から変更(市独自のカスタマイズ含む)までを引き受けてきた経過があり、データー引継等の優位性もあることから随意契約としてきたものです。 現在、同種システムを提供可能な他業者に見積書作成のためのヒアリングシートを提出し、打ち合わせ等を行っています。見積書の提出がされ次第、委託先の再評価及び書類の保存を行ってまいります。			

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年12月15日現在

監査実施年度	令和4年度	対象部局等	都市政策部 下水道管理センター
報告書ページ	224 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	浸水により水没す 言えない状況にあ	置場所の再検討 Fに設置されており、 る恐れがあるため、説 る。	台風や大雨などの災害においては 设置場所としては必ずしも適切とは 5、設置場所の再検討を図る必要
講じた措置の内容	かかる費用が膨大 業(市内の下水道) 的とする事業)を過	時期〕 設備の高所への移設し となることから実施 施設の発電設備及び行 進めております。	については、建物の補強や移設に 困難です。そのため、施設耐水化事 各種重要設備を保護することを目 間は令和6~8年となっておりま